

毎週火・金曜日発行

島根県報

第一、四二九号

平成十四年十二月十七日

(火曜日)

目次

告示

- 青少年に販売等してはならない図書類 (青少年家庭課) 一
- 青少年に観覧させてはならない興行 (" ") 一
- ヨ一ネ病の発生 (畜産振興課) 二
- 土地改良区の役員住所の変更 (農村整備課) 二
- 緊急地域雇用創出特別基金事業における森林整備事業の委託契約に係る入札参加資格審査要綱 (森林整備課) 三
- 保安林予定森林 (" ") 八
- 解除予定保安林(二件) (" ") 八
- 漁業災害補償法の規定に基づく同意 (漁業管理課) 八
- 土地収用法の規定に基づく事業の認定 (用地対策課) 九
- 特定調達公告 (" ") 九
- 緊急時連絡用電話ファクシミリシステムの賃貸借に係る一般競争入札の実施 (環境政策課) 一〇
- 正誤 (" ") 一〇
- 平成十四年十二月三日付け島根県報第一、四二五号 (用地対策課) 一二
- 中 (" ") 一二

告

示

島根県告示第千四十八号

島根県青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十年島根県条例第二十一号)第六条第一項の規定に基づき、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定したので、同条例第二十六条の規定により告示する。

平成十四年十二月十七日

島根県知事 澄田信義

指定番号	種類	名 称	発行・出版社名	指定の理由
一五八六四	雑 誌	ザ・トップビデオ1月号	(株)ダイヤモンドプレス	青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一五八六五	雑 誌	いもつとグラフィック・ナンバー DON'T 1月号増刊	(株)サン出版	
一五八六六	雑 誌	美画王 MENS'YO 1月号増刊	(株)双葉社	
一五八六七	雑 誌	プリン隊 オレンジ通信12月号増刊	(株)東京三世社	
一五八六八	雑 誌	コミック まあるまん 1月号	(株)ぶんか社	
一五八六九	雑 誌	話王 1月号	(株)ぶんか社	

島根県告示第千四十九号
 島根県青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十年島根県条例第二十一号)第十三条第一項の規定に基づき、次の興行を青少年に観覧させてはならない興行として指定したので、同条例第二十六条の規定により告示する。

平成十四年十二月十七日

島根県知事 澄田信義

一〇四四二	映画	秘蜜	ギャガ・コミュニケーションズ	指定の理由 青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四四一	映画	巨乳女将の寝乱れ姿	オーピー映画	
一〇四四〇	映画	アレックス	コムストック	
一〇四三九	映画	中村あみ お願い汚して	オーピー映画	
一〇四三八	映画	隣のお姉さん 小股の斬れ味	オーピー映画	
一〇四三七	映画	不倫する人妻 眩暈	新東宝映画	
一〇四三六	映画	新日本映像ニユース△和服妻陵辱・奥の淫・▽	新日本映像	
一〇四三五	映画	和服妻陵辱・奥の淫・	新日本映像	
一〇四三四	映画	新日本映像ニユース△貪る年増たち・サセ頃・シ盛り・ゴザ掻き・▽	新日本映像	
一〇四三三	映画	貪る年増たち△・サセ頃・シ盛り・ゴザ掻き・▽	新日本映像	
一〇四三二	映画	小島三奈 声を漏らし感じて	オーピー映画	
一〇四三一	映画	人妻淫交	新東宝映画	
一〇四三〇	映画	エアロピ性感 むっちりなお尻	オーピー映画	
一〇四二九	映画	痴漢電車快感！桃尻タッチ	オーピー映画	

島根県告示第五十号

ヨ一ネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定により次のとおり告示する。
平成十四年十二月十七日

島根県知事 澄田信義

家畜伝染病の種類	家畜の種類	生年月日	発生頭数	発生場所	発生年月日	その他参考となるべき事項
ヨ一ネ病（患畜）	牛	平成十年一月六日	一頭	安来市荒島町二七五	平成十四年十二月四日	ホルスタイン、県内産牛

島根県告示第五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員住所の変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。
平成十四年十二月十七日

島根県知事 澄田信義

能義郡伯太町土地改良区

住所を変更した役員の名氏及び住所

理事の別	氏名	住所
理事	宮本利男	能義郡伯太町大字安田六五番地
監事		
変更前	宮本利男	能義郡伯太町大字安田五二九番地
変更後		

島根県告示第五十二号

緊急地域雇用創出特別基金事業における森林整備事業の委託契約に係る入札参加資格審査要綱を次のように定める。

平成十四年十二月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

緊急地域雇用創出特別基金事業における森林整備事業の委託契約に係る入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号、以下「政令」といふ。)(第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が発注する緊急地域雇用創出特別基金事業における森林整備事業の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」といふ。))に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」といふ。)、その審査その他必要な事項について定めるものとする。

(入札参加資格)

第二条 入札には、次に掲げる要件を満たすことを知事が認定した者(以下「入札参加資格者」といふ。))でなければ参加することができない。

一 森林組合法(昭和五十三年法律第二十六号)に規定する森林組合又は林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第五条第一項の規定により労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画(以下「改善措置計画」といふ。))を作成し、島根県知事の認定を受けた事業主であること。

二 新規就業者を指導する能力を有した経験豊富な技術者を二人以上有しており、契約の履行が確実なこと。

三 委託契約を締結することにより新たな雇用が可能であること。

四 政令第六百六十七条の四第一項の規定に該当しないこと。

五 政令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった者(代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人を使用する場合は、これらの者についても同様とする。))については、当該事実があった後二年を経過しているこ

七。

六 島根県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ)の滞納がないこと又は納税義務がないこと。

七 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(資格審査申請の方法)

第三条 入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 法人にあつては登記簿謄本

二 個人にあつては誓約書(様式第二号)

三 改善措置計画認定書の写し

四 委任状(契約の締結に係る権限を委任する場合に限る。)

五 島根県税に係る納税証明書

六 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

七 法人にあつては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類

八 個人にあつては、青色申告書の写し又は資産及び負債の状況を明らかにした書類

九 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項の書類は、農林水産部森林整備課へ持参し、又は郵送するものとする。

(入札参加資格審査)

第四条 入札参加資格の審査は、随時行つものとする。

(入札参加資格者名簿)

第五条 知事は、第二条の規定により入札参加資格を認定したときは、入札参加資格者名簿(様式第三号)に登録するものとする。

(資格審査の結果の通知)

第六条 知事は、入札参加資格の審査の結果を申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第七条 入札参加資格の有効期間は、その認定を受けた日から認定を受けた日の属する年度の翌々年度の三月三十一日までとする。

(入札参加資格審査申請書の記載事項の変更届)

第八条 入札参加資格者は、次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面により知事に届け出なければならない。

一 商号又は名称

二 営業所の名称及び所在地

三 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名

四 使用印鑑

五 第三条第一項第四号に掲げる委任状の記載事項

2 第三条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(認定の取消し)

第九条 知事は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、入札参加資格の認定を取り消すものとする。

一 第二条第三号から第五号までの要件のいずれかを満たさなくなつたとき。

二 登録者が虚偽の申請により第二条の規定による認定を受けたことが判明したとき。

三 営業を休止し、又は廃止したとき。

(認定の取消しの通知)

第十条 知事は、前条の規定により認定を取り消したときは、その旨及び取り消した理由を当該者に通知するものとする。

附 則

この告示は、平成十四年十二月十七日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

受付番号		登録番号	
------	--	------	--

年 月 日

島根県知事 様

住 所
 商号又は名称
 代表者氏名 印

入札参加資格審査申請書

島根県で発注される緊急地域雇用創出特別基金事業における森林整備事業の委託契約に係る入札に参加したいので、関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類

- | | | | |
|----------------------|---|----------------|---|
| 1 登記簿謄本 | 部 | 7 青色申告書の写し等 | 部 |
| 2 誓約書 | 部 | 8 改善措置計画認定書の写し | 部 |
| 3 営業経歴書 | 部 | 9 印鑑証明書 | 部 |
| 4 島根県税に係る納税証明書 | 部 | 10 使用印鑑届 | 部 |
| 5 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 | 部 | 11 委任状 | 部 |
| 6 貸借対照表等 | 部 | | |

様式第2号(第3条関係)

誓 約 書

私は、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

島根県知事 様

住 所

氏 名

印

島根県告示第五十三号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
平成十四年十二月十七日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

邑智郡川本町大字川下一三七〇の一から一三七〇の四まで、一三九〇の五、三三〇二の二、三三〇六の四、三三〇六の九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第五十四号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
平成十四年十二月十七日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所

仁多郡仁多町大字佐白一五七三の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第五十五号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
平成十四年十二月十七日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所

鹿足郡柿木村大字椈谷七五六の八、八三六の三〇、美濃郡匹見町大字紙祖イ二二五の四、イ二二五の一、イ二二五の二五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第五十六号

次の加入区については、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第二百二十五条の六第一項の規定による同意があったと認めため、同条第三項において準用する同法第二百五条の二第四項の規定により告示する。
平成十四年十二月十七日

島根県知事 澄田信義

(一) 特定養殖業の種類

わかめ養殖業

- (二) 加入区の名称
特養加茂加入区
- (三) 加入区の区域
西郷漁業協同組合の地区のうち西郷町大字加茂の区域
- (一) 特定養殖業の種類
わかめ養殖業
- (二) 加入区の名称
特養中山加入区
- (三) 加入区の区域
大社町漁業協同組合の地区のうち大社町大字日御碕の通称中山の区域

島根県告示第五十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十四年十二月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 起業者の名称
出雲市
- 二 事業の種類
古志運動広場等整備事業
- 三 起業地
イ 収用の部分
島根県出雲市古志町地内
ロ 使用の部分
なし
- 四 事業の認定をした理由
(1) 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について
古志運動広場等整備事業（以下「本件事業」といふ。）は土地収用法（以下「法

という。（第三条三十二号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園等」に該当するため法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について
起業者は一般会計により既に財源措置を講じていることから、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について
本件事業は、出雲市南部の古志町内にグラウンド、アリーナ、ゲートボール場、緑地等からなる運動広場を建設整備しようとするものである。

本件事業により得られる利益は、スポーツ振興、住民参加型の各種行事の開催によって得られる世代間交流、伝統芸能継承、文化活動振興等大なるものがある。

他方、起業地の選定に当たり社会的条件、技術的条件及び経済的条件等を比較衡量した結果、それらの要件をもっともよく満たすものを採用していること等から、失われる利益は軽微であると考えられる。

で述べた得られる利益と で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業については、得られる利益が失われる利益に優越していると認められる。

また起業地は、運動広場の規模、利用目的等から勘案し必要最小限の範囲と認められる。

よって本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業が計画されている古志地区では、生活に密着したグラウンド・体育館等が不足しており、周辺住民は多大な不便を被っている。さらに、地元自治会から本件事業への長年にわたる陳情もあることから、本件事業は早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められる。

よって本件事業は法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

一から四で述べたとおり、本件事業は法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上のことから、本件事業を法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

〒 十 根 県 知 事 澄 田 信 義
 〒 十 根 県 知 事 澄 田 信 義

貸 借 借 料 公 報

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成14年12月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 調達内容

(1) 賃貸借物件の名称及び数量

緊急時連絡用電話フックシステム一式

(機器調達、設置、配線、調整、保守等一式)

(2) 賃貸借物件の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間（賃貸借期間）

平成15年3月24日から平成15年3月31日まで

但し、賃貸借物件は賃貸借開始日から5カ年間に以上借用するものとする。

(4) 納入場所

島根県松江市殿町1番地 島根県環境生活部環境政策課 ほか

(詳細は、賃貸借物件仕様書による。)

(5) 入札方法

入札金額は、1ヶ月間の賃貸借料（保守料を含む）とする。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱」（昭和45年1月6日島根県告示第4号）第5条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「機械器具類」の中分類「電気通信機器」に登録され、A等級に格付けされた者であること。

(3) 島根県が行う建設工事等の請負、又は物品の購入、若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(4) 24時間の保守体制を有し、故障発生連絡から1時間以内に現地に係員が到着して対応ができる者であること。

(5) 賃貸借物件の賃貸及び保守を確実に履行できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁 6階

島根県環境生活部環境政策課原子力安全対策室 担当：細田、森脇

電話 0852 - 22 - 6303 フックシステム 0852 - 25 - 3830

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

平成14年12月17日（火）の公告開始日から平成15年1月22日（火）までの間、(1)の場所において交付する。

但し、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までを交付時間とする。

(3) 入札説明会の日時及び場所

日時：平成15年1月14日（火）午後2時から

場所：島根県松江市殿町1番地

島根県庁 6階講堂

(4) 入札参加希望者の履行能力を確認する書類の提出期間及び場所

平成14年12月17日（火）の公告開始日から平成15年1月22日（火）までの間に上記2の4及び5の履行能力を確認するための書類の提出が必要であるので、(1)の場所に

持参又は郵送すること。
提出書類は、次のとおりとし、任意様式とする。
納入するシステムの機器一覧表
システム納入後の保守サポート体制を明記したもの
なお、開札日時までの間において、当該書類に関する説明並びに補正を求める場合がある。

受付時間は、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(5) 入札書の受領期限

平成15年1月27日(月)午後2時(郵便による入札にあつては、同日午後1時30分)

(6) 開札の日時及び場所

日時：平成15年1月27日(月)午後2時から

場所：島根県松江市殿町1番地

島根県庁6階講堂

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。

ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならないが、入札参加資格審査結果通知書(A等級)の写しを、入札書の提出に先立って提出するものとする。

イ 上記の場合、入札者は、開札日時までの間において島根県知事から当該書類に関

し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品納入を履行できると島根県知事が判断した資料を事前に提出した上で入札書を提出した入札者であつて、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Name and quantity of articles for lease

Complete set of Emergency Use Telephone and Facsimile System
(Including supply of machinery and tools, instillation, wiring, adjustment, maintenance etc.)

(2) Specifications for lease

According to the bid explanation form

(3) Period of contract (Leasing Period)

24th March, 2003 to 31st March, 2003

However, the lease of the articles will be for more than 5 years from the start of the contract

(4) Delivery location

Department of Environment and Civic Affairs
Environmental Policy Division
1 Tomomachi, Matsue City, Shimane Prefecture

(and others)
(Refer to the lease specification form for more details)

(5) Deadline for tender

Date and time: 27th January, 2003, from 2pm (Friday)

Place: 6th Floor, Shimane Prefectural Offices

1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture

(6) Contract contact information:

Department of Environment and Civic Affairs

Environmental Policy Division, Safety Policy Office of Nuclear Power

6th Floor, Shimane Prefectural Offices

1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501

Ph: 0852-22-6303 Fax: 0852-25-3830

正

誤

平成十四年十二月三日付け島根県報第一、四二五号に誤りがあつたので、次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
一	下	終りから八	加費	加賀
二	上	終りから七	若手	着手

平成十四年十二月十七日印刷
平成十四年十二月十七日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町
松江市学園南
松島根県庁
松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)